

○津山工業高等専門学校学生生活委員会規程

平成 18 年 2 月 28 日
規 程 第 19 号

改正 平成 21 年 3 月 18 日規程第 8 号 平成 21 年 8 月 25 日規程第 18 号
平成 21 年 12 月 22 日規程第 37 号 平成 22 年 3 月 18 日規程第 6 号
平成 29 年 3 月 21 日規程第 17 号

(目的)

第 1 条 津山工業高等専門学校に、学生生活の支援等に関する事項を審議し、かつ福利厚生施設（売店及び食堂をいう。以下同じ。）の円滑な運用を図ることを目的として、津山工業高等専門学校学生生活委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学生の生活支援・指導に関すること。
- (2) 学生会・課外活動に関すること。
- (3) 学生の保健衛生に関すること。
- (4) 入学料及び授業料の免除、奨学金等に関すること。
- (5) 福利厚生施設に関すること。
- (6) 校長の諮問事項に関すること。
- (7) その他学生生活に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、第 2 号の委員は、第 3 号又は第 4 号の委員を兼ねることができる。

- (1) 学生主事
- (2) 学生主事補
- (3) 各系から推薦された教員各 1 人
- (4) 1 年の学級担任及び学年主任のうちから 1 人
- (5) 学生課長

2 前項第 3 号又は第 4 号の委員に事故があるときは、当該系等が委任した教員が代理として出席することができる。

3 学生の指導に関する審議にあたっては、当該学生の所属する系長又は学科長（専攻科生の場合は専攻科長）、学級担任（専攻科生の場合は専攻主任）及び当該学生

が寮生の場合は、寮務委員会委員を第1項に規定する構成員に加えることができる。

ただし、学生の懲戒処分の審議において、校長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した学生主事補が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(連絡協議会)

第6条 福利厚生施設の運用に関し学生の意見を反映するため、必要に応じ、学生会と合同で福利厚生連絡協議会を開くことができるものとし、学生主事が議長となる。

(意見聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月18日規程第8号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月25日規程第18号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月22日規程第37号)

この規程は、平成 21 年 12 月 22 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 18 日規程第 6 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 月 日規程第 17 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。